# みづま敬和苑居宅介護支援事業所運営規定

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人やまと医正会が開設する居宅支援事業所（以下「事業所」という。）が指定居宅支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に努めるものとする。

①　要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。

②　利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように配慮すること。

③　利用者の意思および人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うこと。

④　事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

①　名　称　　みづま敬和苑ケアプランサービス

②　所在地　　福岡県久留米市三潴町西牟田６１２８番地の１

（職員の職種、員数および職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数および職務は、次のとおりとする。

①　管理者　１名(介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理および職務の管理を一元的に行う。

②　介護支援専門員　２名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

③　事務職員　１名

事務職員は、必要な事務を行う。

第５条　事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

①　営業日　　年中無休。

②　営業時間　午前9時から午後6時までとする。

③　電話により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の内容）

第６条　指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

①　居宅サービス計画作成

②　指定居宅サービス事業者などとの連絡調整

③　介護保険施設への紹介

④　利用者に対する相談業務

⑤　その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第７条　指定居宅介護を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示の額、

当該指定介護支援法定受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

２　次条に規定する通常の実施区域を越えて行う指定介護支援事業に要した交通費はその実費を徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

（通常の事業の実施区域）

第８条　通常の実施区域は、久留米市、筑後市、広川町、八女市、大木町、柳川市の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第9条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１０条　本事業の社会的使命を充分認識し、常に介護支援専門員の資質向上を図るため、研修などの機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

２　従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるために従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規定は平成17年９月1日から施行する。

平成１８年４月１日改定

平成21年4月1日改定

平成23年3月1日改定

平成23年9月1日改定

平成30年2月1日改定

令和5年3月1日改定